

～山大医学部・附属病院教職員の生活と権利を守る～

のんたニュース

2020年7月1日（懇談会報告・第39号）

山口大学教職員組合小串分会

★小串分会事務所: B棟3階西

内線 2909 TEL: 0836-34-0793(FAX 兼)

E-mail: k-bunkai@ma6.seikyoku.ne.jp

★組合本部事務所: 山口市吉田 内線 5034

E-mail: fuy-union@ma4.seikyoku.ne.jp

B棟へ移転
しました!

医学部長・附属病院長等との懇談会を行いました (5/18)

組合は5月18日(月)、医学部本館第1会議室において標記の懇談会を行いました。(13時30分～14時)。今回は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分配慮したうえでの開催となりました。(※このことについて、事前に4/27付けで、会議の持ち方について医学部長宛てで要望書を提出しました。)

当日は、医学部・附属病院から、篠田医学部長、杉野医学部附属病院長、原田看護部長、川村事務部長、藤井副看護部長、古田管理運営課課長、林総務課副課長、森本総務課職員係長の計8名、組合からは、福田委員長、鴨崎参与、林田小串分会代表、石村同副代表ほか1名の計5名が出席しました。

短縮ということで、議題も「新型コロナ対応」「臨床教員への裁量労働制導入問題」の2件に絞り、会議時間は30分間に設定、会場も広いスペースを依頼し3蜜を避ける形で、意見交換を行いました。

その内容をご報告します。

.....

議題1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

➤医療資材の確保状況について

質問1 医療資材の備蓄が不十分。最前線で診療・看護に当たられる方々には心細い数。今後の見通しを教えてください。

☞回答(杉野病院長)「全国の病院長会議・県の行政等いろいろ要望しているが、なかなか実際の調達までいかない。一番末端の現場には簡単には届かない状況と理解いただきたい。」

*この後、古田管理運営課長から、回答資料を元に、医療資材の具体的な在庫数と、供給状況の説明がありました。

～以下のとおり～

☞説明(古田管理運営課長)「フェイスシールドマスクは多方面から納品があり、また寄付等もありかなりの量が確保できているという認識。ただ従前のものの供給は停止している。サージカルガウンは、一番量が逼迫している。細々と入ってきてはいる状況。プラスチックガウンとエプロンは、供給制限がかかっている。備蓄はあるが現状はボランティアの方にゴミ袋を利用して作成していただいて回している状況。消毒用アルコールは、正規品が手に入りづらく、現在、高濃度のアルコールを薬剤部で調整して外来等で使っている。国から無償提供があるとのことなので、それが届けば少し落ちつくと思う。消毒綿・除菌クロスも同じような状況。不足している資材については代替品を通じて必要な方には支障ない形で回している。」

質問2 組合としても提案しているが、既存のルートだけでなくいろんなルートに知恵をしばって当たりつくす等必要なのでは。たとえば、他大学では寄付を一覧表にして病院のHPに掲載してお礼を述べるとともに同時に協力を得るという方策を採っているところもある。現在の大学のHPはどちらかというと「規制」の話がメインになっているように感じる。もうすこし内容を広げた形でHPを作り、そこで協力を得る等も必要なのではないか。

☞回答(病院長)「すでに出して(掲載して)いると思うが、確認する」

【組合】「(こちらから)「お願い」すれば届くことはある。ぜひお願いしたい。」

【林田代表】「回答資料内『消毒綿・除菌クロス等(アルコール)』の欄に『…別途、対応を検討中』とあるが、具体的にはどのような対応なのか」

☞回答(管理運営課長)「自前で作るということ」

【代表】「それでもちこたえられるということか。」

☞回答(管理運営課長)「他の手立てについては検討しているが、現状はそれで回しているという状況。」

➤特別手当等の創設について

質問1 世間では、たとえば医療職・看護師に対する差別の問題等出てきているようだが、山口大学は今のところ問題等おきていないということで理解してよろしいか。

☞回答(病院長)「そうです」

質問2 看護・医療職に対する「危険手当」等の創設について。山口大学として独自に、もしくは国に求める等、状況や動き等あれば聞かせていただきたい。

☞回答(病院長)「(手当の支給については)病院の執行部で決定した。常時、新型コロナの陽性患者に対応した方については「一時金」として支給することに決めた。規則事項なので、現在、本部と協議中である。」

☞回答(林総務課副課長)「就業規則改正となるので、人事課より組合へ追って話があると思う。病院執行部では手当を支給すると決定したので、あとは本部のほうで規則改正をして、支給はしかるべきところまで遡って、対応にあたった方に対して一時金なり手当なり、その方法については、人事課が色々検討すると思う。その方向でいる。」

【組合】「基本、一時金の支給のような形を考えているのか。」

☞回答(総務課副課長)「業務が終わって、ある程度収束したうえで手当を支払うことになると思う。ただ、感染症なので、いつ終わるとい期限がないので、特別貢献手当などとしてある一定の時期に一括して支払うということを考えている。」

【組合】「ぜひお願いしたい。」

*「危険手当」について:懇談会数日後に発信された「YUMECO レターVol.3(5/22号)」で、「危険手当(仮称)の支給について患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらに長時間にわたり接触して行われる作業に対して手当を支給することを決定した。額は1日5,000円を予定しており、現在、人事課と調整中」とされていたため、職員係へ確認したところ、「額は5,000円に決定した。しかし支給方法(一時金 or 月々の手当化)について大学本部と調整中」との回答がありました。

議題2. 臨床系教員への裁量労働制適用について

【制度の大枠と経過の説明】

☞(森本職員係長)臨床系教員の裁量労働制適用について、他大学では全国42大学中25大学がこれを採用している。手当についても調査しており1年分のシミュレートも行った。適用するにあたっては『兼業規則』の改正も行う必要がある。医学部の場合は、地域医療の大事な役割を担っているというところで、検証の結果、現状『週10時間』のところを『週20時間』程度で上限設定することとなった。(みなし労働時間を超えた場合は兼業時間について20時間程度を設定するというもの)まとめると、裁量労働制を適用するにあたって、手当の創設も行う。現状の時間外勤務手当の額と、手当化した場合の額の差額分を原資として人員の増加を図り、時間外勤務の削減をめざすというもの。宇部労基署にも確認したところ、労使でよく話し合っ合意があれば差支えないという回答だった。この件、すでに組合にも何度か相談に行っており、進捗状況を聞かせてほしい。

➤該当者への意見徴収について

質問1(説明資料によると)裁量労働制にした場合、給与が減額となる方が107名いる。不利益変更であるということもあるが、当事者に対して意見聴取等されているのか。

☞回答(職員係長)「現在、意見聴取をさせていただいている状況。組合からの回答を得てからという気持ちもあるため、状況を聞かせていただけたら助かる。」

【組合】「実際に診療を行っているところに裁量を適用するというと、一般的にはいわゆる時間外手当を支給しなくなるという点が危惧されるが、説明を聞いた限りでは、少なくとも人件費の節約が目的ではないようだというところは組合としても理解している。しかし、資料をみるとプラスマイナス半々で、120万以上の減額となる方、また数十万規

模で減額となる方が一定程度いらっしゃる。特に減額となる方について、ある程度ご本人の意見を聞いたうえでないと、最終判断はしづらい。」

☞回答(病院長)「時間外勤務については、適用後も手当をしっかりと支給して、ある程度カバーするということが知っていただく。減額者については逆に、過剰な時間外勤務は体にも悪いし、見直して適正な労働時間に戻す方向だとご理解いただきたい。」

➤2019年度時間外協定再締結（時間外上限の引き上げ）について

質問2 一方で昨年、時間外勤務の上限規制をかなり増やしたという経緯がある。あの時は逆に、やむを得ない診療があるから協定を再締結したという説明だった。今の説明と違う話ではないか。

☞回答(病院長)「国から協定を超えて時間外勤務をするのは法律違反となるので、しっかり上限をよいところまで上げて、違反はやめてくれということ。働いてよいという上限ではなく、とりあえず法律違反をしないまでに抑えておき、その間に実態を把握して、それ以上働いている人には働かないよう言ったりしている。矛盾はしていない。」

【組合】「実際に数字を見ただけでもとんでもない仕事(時間外労働)をしている方がいる。続くと危険で、それがなくなる方向で、そういう体制を作られるという前提であれば意味あるものだが、やはり直接、何人かの方とお話しを聞く機会を持たせていただきたい。それで判断したい。」

☞回答(病院長)「分かりました。裁量労働制の適用はなるべく早くしたほうが、この7月に運用したいと思っています。今年2月から何度も説明に伺っているので、いついつまでに回答するとお示しいただきたい。」

➤削減分の資金の運用について

質問3 全体として支出の減となったものを原資として増員を図ることだが、『増員』の具体的なイメージはどのようなものか。

☞回答(病院長)「浮いた人件費を他の部分に充てることは以前から努力している。例えば、事務補佐員、看護師等のタスクシフティング等。時間外勤務を削減して手当を取り込むということではなく、大学病院は診療・教育・研究の時間分けが非常にむずかしい。それをいかに効率よく、労働者(医師)がきっちり自分で裁量配分するか、一番適している職場環境だと思う。これだけは早めに決めていただきたいと思うし、一方で労働時間の過剰な者に対しては、毎月ピックアップして、上司からの指導してもらおう等、諸々取り組みはずっと行っている。」

【組合】「以前に比べるとかなりしっかり取り組んでおられる。」

☞回答(病院長)「かなり一生懸命取り組んでいると思う。ぜひこの裁量労働制は早く決めていただいたほうが、より職員のためにもなること。」

【組合】「この問題については、事情聴取する時間が必要だが、それを行ったうえでなるべく早く 回答したいと思う。」

3. その他（医学部の状況について）

(篠田医学部長)「医学部は、現在、教育対応が非常に大きい。今回の新型コロナのため授業が全部入れない状況で遠隔授業となっている。また病院を有しているので、そういった対応に非常に苦慮している。またこれに伴って、院内・遠隔の授業だけでなく、リモートワーク等に対応できる体制をつくっていく必要がある。」

◇ 終わりに（福田委員長あいさつ）

例年同様、懇談会を開いていただきありがとうございました。今回だけでなくこれからも継続的に、このような懇談会という形までいかなくとも、課題別・分野別等で事務的な折衝のような形でも提案等していきたいと思っております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上、ご報告でした。

「臨床系教員への裁量労働制適用について」
アンケートを行っています。

回答一次×切 2020年7月6日(月)

懇談会報告の「議題2」にもありました標記の件について、組合では、現在、該当する方を対象にアンケートを行っています。先日、各部署へお配りしたアンケート用紙と、あわせてWEB上でもアンケートを受け付けています。組合のホームページから回答できますので、ぜひご協力をよろしくお願い致します！

～組合員限定企画～

感染防止対策用品の
購入費補助を
行っています

★分会補助のお知らせ

現在、組合員を対象に『新型コロナ感染防止対策用品についての購入費補助』を行っています。

補助上限額 3,000円/申請締め切り 2020年8月31日

【補助の対象とするもの】

例) 各種マスク・手作りマスク用品(布・ゴム代等)、消毒液など

*上記以外でも、感染症防止に関係するものであればOK.

【お申し込み方法】

申請書にご記入のうえ、mail・学内便・電話で、組合事務所までお届けください。※領収証もしくは支払いの確認できるもの(コピー可)を添えてお申し込みください。

*ご不明な点は、本部までお問い合わせを☆
(お問い合わせ先) Mail fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp
☎内線 5034

『分割しての申請もOK』

☞3,000円補助上限に達するまで、その都度、申請しても可。

『グループでのお申し込みもOK』

☞まとめ役の方が個別の申請を取りまとめ、代表して受け取り等していただくことも可能です。